

令和2年度鹿沼市下水道事業会計予算繰越計算報告
について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により、令和2年度鹿沼市下水道事業会計予算繰越計算書を別紙のとおり調製したので報告する。

令和3年5月26日提出

鹿沼市長 佐藤 信

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不 用 額	年度繰越額を 要する購入額 に資する限度	説明	
						国庫補助 金	企業 債	損益 留保 資金				
20 資本的支出	2 建設改良費	公共下水道汚水管布設工事第1116工区	14,300,000	5,700,000	8,600,000	4,300,000	4,000,000	300,000	0	0	本工事は、汚水管布設工事であるが、施工時期について地元との調整に不測の日数を要したため、年度内完成が困難となり、繰越しとするものである。	
		公共下水道汚水管布設工事第108工区	12,969,000	5,100,000	7,869,000	4,567,500	3,100,000	201,500	0	0	本工事は、汚水管布設工事であるが、インター通りを横断するため、道路管理者である鹿沼土木事務所、鹿沼警察署等との協議に不測の日数を要したため、年度内完成が困難となり、繰越しとするものである。	
		令和2年度中央分区分下水 道管更生工事	35,080,000	0	35,080,000	12,860,000	22,000,000	220,000	0	0	本工事は、汚水管更新工事であるが、交差点部を布設替することに伴い道路管理者との協議に不測の日数を要したため、年度内完成が困難となり、繰越しとするものである。	
		令和2年度中央分区分下水 道管更生工事 の2	30,680,000	0	30,680,000	10,000,000	20,600,000	80,000	0	0	本工事は、汚水管更新工事であるが、管更生方法の検討に不測の日数を要したため、年度内完成が困難となり、繰越しとするものである。	
		令和2年度中央分区分下水 道管更生工事 の3	36,625,000	11,000,000	25,625,000	8,500,000	17,100,000	25,000	0	0	本工事は、汚水管更新工事であるが、管更生方法の検討に不測の日数を要したため、年度内完成が困難となり、繰越しとするものである。	
		公共下水道汚水 水幹設置工事 その9	3,729,000		3,729,000	0	3,500,000	229,000	0	0	本工事は、汚水水幹設置工事であるが、下水道申請に対し汚水水幹を1.5か所設置するため、水道、ガス管、電気等との調整に不測の日数を要したため、年度内完成が困難となり、繰越しとするものである。	
		富士山雨水幹 線用地測量業 務委託	27,480,000	0	27,480,000	14,850,000	12,600,000	30,000	0	0	0	本委託は、雨水管の新設工事に伴い事業用地を確定する業務委託であるが、地権者との調整に不測の日数を要したため、年度内完成が困難となり、繰越しとするものである。